男女共同参画社会の実現をめざして

~今、もう一度、男女共同参画の必要性を考える~

PartⅢ

前回は、男女共同参画を進めるうえでの課題や取り組みの方向についてお知らせしました。
今回は、ドメスティック・バイオレンス（DV）についてお知らせします。

ドメスティック・バイオレンス（DV）とは…
一般的には恋人や配偶者など親密な関係にある（あった）パートナーから行われる暴力のことをいいます。

◆配偶者等からの暴力の状況

平成18年に内閣府で行われた調査では、結婚をしたことがある人のうち、女性では33・2%、男性では17・4%が「配偶者からの暴力を受けたことがある」と回答しています。

日野町における状況としては、平成18年度男女共同参画社会づくりに関する町民意識調査において、「あなたは、配偶者等から家庭内で一度でも、暴力を受けた経験がありますか」の質問に対して、女性では21・6%、男性では8・1%が「暴力を受けた経験がある」と回答しています（下図を参照）。

続いて、「家庭内で暴力を振るうのは、なぜだと思いますか」の質問に対しては、「男女間の話し合いや理解が不足している30・9%」「相手を対等な存在とみていない22・9%」「家庭外でのストレスが大きい18・2%」「暴力は人権侵害であるという意識が低い14・9%」の順になっています。

【配偶者から家庭内で一度でも、暴力を受けた経験がありますか】

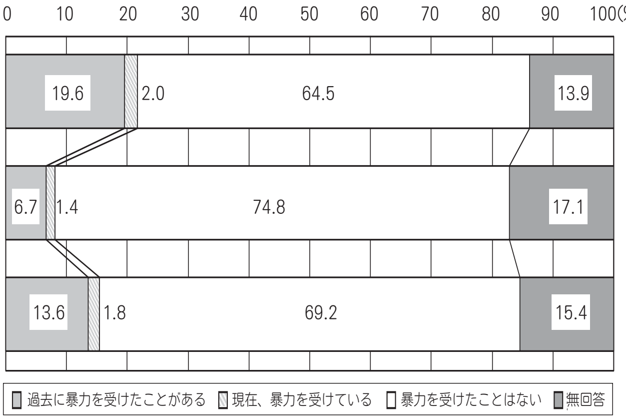

また、近年では、男性からのDVに関する相談も年々増加しています。女性だけが暴力を受ける時代ではなくなってきたものの、やはり、女性の方が男性より暴力を受ける割合が高いのが実情です。

しかし、暴力はどんな場合においても許されるものではありません。暴力は人権侵害であるという認識とともに、お互いを認めあい、対等な立場であるという意識を持つことが必要です。

DVの種類

◇身体的暴力
・殴る、蹴る、首を絞める
・物を投げつける
…など

◇精神的暴力
・無視する
・「誰のおかげで生活できるんだ」などと無能だと思わせる
・「殴るぞ」「出て行け」「別れるなら殺す」と脅す
…など

◇性的暴力
・嫌がっているのに性行為を強要する
・避妊に協力しない
・無理にポルノビデオ等を見せる
…など

◇経済的暴力
・生活費を渡さない
・仕事に就かせない
・酒、賭け事に生活費をつぎ込む
…など

◇社会的暴力
・親族や友達と会わせず孤立させる
・手紙やメールを勝手に見る
・電話を取り上げる
…など

○被害者の身体や心に深刻な影響を与えます

DVの被害では、身体的外傷（けがや骨折など）だけでなく、生命が奪われてしまうこともあります。

また、暴力によるけが等が原因で、その後何年も身体的・精神的不調をわずらうこともあります。

○子どもも暴力の被害者です

DVは、子どもにも深刻な影響を与えます。

「児童虐待の防止等に関する法律」では、子どもと同居する家庭において、配偶者間の暴力が行われることも『児童虐待』であると定義されています。

直接、暴力を受ける、また、DVが行われている家庭で育った子どもは、深く傷つき、苦しみ、心の傷を受けることとなります。また、精神的な不安が原因で、暴力的な行動、不登校、家出、非行、自傷行為などを引き起こすこともあります。

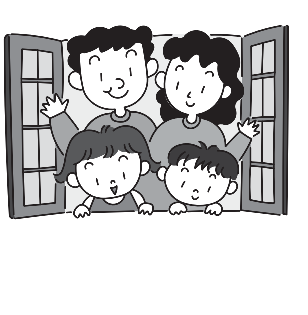

○配偶者暴力防止法は あなたを守ります

この法律では、配偶者からの暴力が犯罪になることや、加害者に対する法的措置（保護命令）が明記されています。

ＤＶは、被害者に恐怖を与え、生活を脅かし、尊厳を傷つけます。暴力はどんな場合においても許されるものではありません。刑法に規定されている暴行、傷害、脅迫等の行為が家庭内で行われた場合も犯罪となります。

※保護命令とは…

被害者が配偶者からのさらなる身体に対する暴力により、その生命が危険にさらされ、また、身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに、被害者からの申し立てにより、裁判所が加害者（事実婚の相手方・元配偶者を含む）に対して発令するものです。

保護命令には「接近禁止命令」や「退去命令」等があります。

○ひとりで悩まず相談を…

苦しんでいるのはあなただけではありません。

ひとりで悩まず、配偶者暴力相談支援センターに相談してください。

滋賀県では、次の３つの施設を配偶者暴力相談支援センターに定め、相談を受け付けています。

▼中央子ども家庭相談センター
☎077-564-7867

▼彦根子ども家庭相談センター
☎0749-24-3741

▼男女共同参画センター
☎0748-37-8739

＊緊急の場合は、警察（一一〇番）へ連絡してください。

※男女共同参画に関する掲載は、隔月で予定をしています。次回は「ワークライフバランス（仕事と生活の調和）」に関する記事を予定しています。

平成20年度「女性に対する暴力をなくす運動」について

11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」となっており、今年も11月12日（水）から11月25日（火）までの２週間、全国各地において「女性に対する暴力をなくす運動」が実施されます。

◆問い合わせ先
企画振興課　企画人権担当
☎(52)6552　有線⑤8963

今年度も頑張る地方応援プログラムに応募しました

「頑張る地方応援プログラム」は、やる気のある市町村が、地方独自の具体的な成果目標を掲げたプロジェクトを策定し、積極的に取り組むものです。

そのプロジェクトに取り組むための経費については、国がその市町村に対して１年あたり３，０００万円を限度に、特別交付税で支援します。

※「頑張る地方応援プログラム」の詳細は、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/ganbaru/index.html）および町のホームページでもご覧いただけます。

当町では昨年度に引き続き、４つのプロジェクトに取り組んでいます。

①元祖日野菜ブランド化プロジェクト
◆日野菜の作付・生産拡大支援、日野菜のブランド化に向けたＰＲの強化等

②心豊かな「ひのっ子」を産み育てる支援プロジェクト
◆預かり保育・学童保育の充実
◆妊婦一般健診助成の拡充
◆子育て学習活動の推進

③地域活力創出プロジェクト
◆曳山の耐震（健全度）度調査
◆グリーン・ツーリズム※の推進
◆空き家活用の推進

④「もったいない」が生きるまちづくりプロジェクト
◆分別収集、ごみ減量及びリサイクルの促進、住民意識の啓発

※グリーン・ツーリズム…農山村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。近年は、市民農園、田植え・稲刈り等農作業への参加等の農業・農村体験から、学校教育を通じた体験学習、産直等農産物の販売やふるさとまつり等のイベントなど、広く都市と農村の交流一般を指すことが多くなっています。

◆問い合わせ先　企画振興課　企画人権担当　☎(52)6552　有線⑤8963